

## オートチャージサービスに関する特約

### 第1条（適用範囲）

1. 本特約は、本サービスの提供に関して必要な事項を定めるものです。
2. 本特約は、利用約款に対する特約です。TSR ポイントの購入及び利用に関して本特約に規定がない事項は、利用約款の規定が適用されます。
3. 本特約と利用約款の規定が矛盾抵触する場合は、本特約の規定を優先して適用するものとします。

### 第2条（特約の変更）

1. 当社は、本特約を変更することができるものとします。本特約を変更する場合は、本特約を変更する旨、変更後の特約の内容及び変更後の特約の効力発生時期を当社のウェブサイトで利用者が知り得る状態に置き又は利用者に通知します。
2. 前項の規定により本特約を変更した場合、変更後の本サービスの提供条件は、購入契約の成立時期にかかわらず変更後の特約を適用するものとします。

### 第3条（用語の定義）

1. 本特約で使用する主な用語の定義は、次に掲げる通りとします。
  - (1) 本特約  
このオートチャージサービスに関する特約をいいます。
  - (2) 利用約款  
TSR ポイント利用約款をいいます。
  - (3) オートチャージ  
利用者が本商品を取得等するために TSR ポイントを利用する場合において、その残高が不足するときに、個別に申込書等の授受をすることなく当社が TSR ポイントを発行し、当社と利用者間で当該 TSR ポイントに係る購入契約が自動的に成立することいいます。
  - (4) オートチャージサービス  
当社が提供するオートチャージに関するサービスをいいます。
  - (5) 実行ポイント数  
オートチャージにより発行されるポイント数をいいます。
  - (6) 当初購入契約  
オートチャージサービスの申込みに係る最初の購入契約をいいます。
  - (7) オートチャージ購入契約  
オートチャージサービスによって発行される TSR ポイントに係る購入契約をいいます。
2. 本特約で使用する用語のうち本特約に定義がないものについては、利用約款での定義と同一の意味を表すものとします。

#### 第4条（特約の付加）

本特約の付加は、利用者が本特約を利用約款の内容に付加する利用契約の申込みをする場合にすることができるものとします。

#### 第5条（オートチャージサービスの提供）

当社は、利用者に対し、利用約款及び本特約に基づきオートチャージサービスを提供し、利用者は、その提供を受けるものとします。

#### 第6条（オートチャージ）

1. 当社は、利用者が本商品を取得等するために TSR ポイントを利用する場合において、その残高が当該本商品を取得等するために必要なポイント数に満たないときは、個別に申込書等の授受をすることなく実行ポイント数分の TSR ポイントを発行します。
2. 前項の規定によりオートチャージをする場合において、オートチャージを1回してもなお不足するときは、実行ポイント数を発行の単位として、充足するまで数次にわたってオートチャージをするものとします。
3. オートチャージ購入契約は、TSR ポイントの発行と同時に自動的に成立するものとします。なお、オートチャージ購入契約の内容は、利用約款とします。
4. 当社は、利用者が本商品を取得等するにあたり、TSR ポイントの残高が不足していること及びオートチャージサービスにより TSR ポイントが発行されることを、利用者に通知する義務を負いません。

#### 第7条（審査）

1. オートチャージサービスは、無制限に提供するものではありません。当社は、個別のオートチャージをする前に審査を行い、その結果、TSR ポイントの発行の全部又は一部をしないことができるものとします。
2. 当社は、利用者に対し、審査の基準及び審査結果の理由の開示義務を負いません。

#### 第8条（実行ポイント数）

実行ポイント数は、当初購入契約により発行される TSR ポイント数とします。

#### 第9条（実行ポイント数の変更）

利用者は、オートチャージサービスの提供の途中において、実行ポイント数の変更をすることができないものとします。

#### 第10条（オートチャージの取消等）

利用者は、オートチャージにより一旦発行された TSR ポイントの取消等を行うことができないものとします。

#### 第11条（オートチャージサービス外での TSR ポイントの購入）

1. オートチャージサービスの提供を受ける利用者は、オートチャージサービス外で TSR ポイントの購入をすることができないものとします。

2. 前項の規定にかかわらず、利用者は、次条第2項第1号の規定によりオートチャージサービスの提供が終了することを了承する場合には、オートチャージサービス外で TSR ポイントの購入をすることができるものとします。

#### 第12条（オートチャージサービスの提供終了）

1. 当社及び利用者は、相手方に対して書面をもって通知することにより、オートチャージサービスの提供を終了することができるものとします。
2. 当社は、利用者が次の各号のいずれかに該当した場合には、事前の通知又は催告をすることなく、直ちに当該利用者に対するオートチャージサービスの提供を終了します。
  - (1) 利用者がオートチャージサービス外で TSR ポイントを購入した場合
  - (2) 利用約款第18条の規定により利用者に対する本サービス（当初購入契約に関わる本サービスに限らず、オートチャージサービスによって成立する購入契約に関わる本サービスを含みます）の提供が中止された場合
  - (3) 当初購入契約が契約解除となった場合
3. 前二項の規定によりオートチャージサービスの提供が終了したことで利用者に損害又は不利益等が生じて、当社は、その帰責の如何にかかわらず、利用者に対し、一切の責任を負いません。

#### 第13条（利用者情報の登録）

1. 当初購入契約の申込書の記載事項等のうち次に掲げる項目は、オートチャージサービスの利用者情報として登録されます。
  - (1) 申込者名
  - (2) 住所
  - (3) 担当部署
  - (4) 電話番号
  - (5) ファックス番号（ある場合のみ）
  - (6) 電子メールアドレス（ある場合のみ）
  - (7) その他当社が利用者情報として登録を求めた事項
2. 利用者は、オートチャージサービスの提供期間中に利用者情報の変更が生じた場合には、当社に対し、速やかに書面をもって通知するものとします。
3. 当社は、次に掲げる場合には、本商品の利用料金の支払いに TSR ポイントを充当することを認めないことができるものとします。
  - (1) 本商品の申込書に記載された申込者の情報がオートチャージサービスの利用者情報の全部又は一部と異なる場合
  - (2) 利用者情報として登録された情報の全部又は一部が現状とは異なると客観的に認められる場合
  - (3) その他本商品の申込者とオートチャージサービスの利用者の同一性に疑義がある場合

#### 第14条（免責）

1. 当社は、オートチャージサービスの提供と関連して利用者に損害又は不利益等が生じて、一切の責任を負いません。ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合は除きます。

2. 当社は、前項ただし書きの規定に関わる責任を、当初購入契約に係る購入代金に相当する額を上限として負います。

以上